別表１　特定建築物バリアフリー整備事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 間接補助対象経費 | | | | |
| １  事業区分 | | ２  補助対象上限額（千円） | ３  補助要件 | ４  補助対象経費 |
| １車いす使用者用便房又は車いす使用者用簡易便房（以下、「車いす使用者用便房等」いう。）の整備 | 新築等 | 1,300 | 車いす使用者用便房等を整備すること。 | (１)車いす使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費  (２)自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費  (３)大型ベッドの整備（車いす使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費  (４)ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費  (５)高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費 |
| 改修等 | 3,300 | 道等又は車いす使用者用駐車施設から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、及び車いす使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。 | (１)車いす使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費  (２)新築等に係る補助対象経費の第２号から第５号に掲げる経費  (３)玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ）から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、並びに車いす使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 |
| ２　エレベーターの整備 | 新築等 | 3,300 | 移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。 | エレベーターの整備に要する経費 |
| 改修等 | 22,000 | 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。 | エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| ３　玄関の整備 | 改修等 | 3,300 | 道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。 | (１)自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費  (２)音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（第４項に掲げる整備と重複するものを除く。）  (３)道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費  (４)高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。）に要する経費 |
| ４　音声誘導装置及び点字表示板(以下「音声誘導装置等」という。)の整備 | 新築等 | １か所当たり1,000（３か所以内） | 移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。 | 音声誘導装置等の整備に要する経費 |
| 改修等 |
| ５　オストメイト用設備の整備 | 新築等 | 1,100 | オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。 | オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| 改修等 |
| ６　車いす使用者用駐車施設の整備 | 新築等 | 2,200 | 車いす使用者用駐車施設に屋根を設けること。 | (１)車いす使用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費  (２)車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費  (３)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費  (４)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す車いす使用者用駐車施設の整備に係るものに限る。）に要する経費  (５)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等の場合に限る。） |
| 改修等 |
| ７　電光表示板、フラッシュライト等の整備 | 新築等 | 500 | 聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備であること。 | (１)電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費  (２)フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| 改修等 |
| ８　建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備 | 改修等 | 500 | 建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。 | (１)　移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第１項から第７項の整備に伴うものに限る。）に要する経費  (２)　高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示すものに限る。）に要する経費 |